

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 対象工事は、当該工事の工事費（消費税等相当額を含む）の予定価格が1,000万円を超えるもの。

2 国立大学法人横浜国立大学における工事請負契約規則第13条に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、国立大学法人横浜国立大学工事契約実施規則第19条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここでいう、本工事における最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に100分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の7.5を乗じて得た額とする。

A 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った場合の最低基準価格

（1）直接工事費の額に100分の9.7を乗じて得た額

（2）共通仮設費の額に100分の9を乗じて得た額

（3）現場管理費の額に100分の9を乗じて得た額

（4）一般管理費等の額に100分の6.8を乗じて得た額

ただし、上記の合計額が予定価格に100分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に100分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の7.5を乗じて得た額とする。

B 公共建築工事積算基準（統一基準）（以下「統一基準」という。）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

統一基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を上記Aにおける直接工事費とし、統一基準における現場管理費に現場管理費相当額を加えた額を上記Aにおける現場管理費として、上記Aを適用する。

ただし、統一基準における直接工事費に含まれている現場管理費相当額の算出が困難な場合は、①一般工事（②に該当する工事を除くもの。）については、統一基準における直接工事費に100分の1を乗じて額を現場管理費相当額とし、②昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事については、統一基準における直接工事費に100分の2を乗じた額を現場管理費相当額とし、以下の合計額とる。

① 一般工事（②に該当する工事を除くもの。）

- （１）統一基準における直接工事費の額に１０分の９．６３を乗じて得た額
- （２）統一基準における共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額
- （３）統一基準における現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額
- （４）統一基準における一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

② 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業を対象とした工事

- （１）統一基準における直接工事費の額に１０分の９．５６を乗じて得た額
- （２）統一基準における共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額
- （３）統一基準における現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額
- （４）統一基準における一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

ただし、①又は②の合計額が予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額とする。

C 上記のA、Bを適用することができない工事の請負契約の場合は、競争入札ごとに１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲内で契約責任者の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

３ 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人横浜国立大学工事契約実施規則第１９条の規定に基づき調査を実施する。

４ 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- （１）その価格により入札した理由
- （２）契約対象工事附近における手持工事の状況
- （３）契約対象工事に関連する手持工事の状況
- （４）契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- （５）手持資材の状況
- （６）資材購入先及び購入先と入札者の関係
- （７）手持機械数の状況
- （８）労務者の具体的供給見通し
- （９）過去に施工した公共工事名及び発注者
- （１０）経営内容
- （１１）（１）から（１０）までの事情聴取した結果についての調査確認
- （１２）（９）の公共工事の成績状況

- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項